

公安委員会	平成31年度国家公安委員会・警察庁	平成31年3月28日
説明資料No. 1	交通安全業務計画（案）について	交 通 局

## 1 交通安全業務計画の作成

### (1) 作成の根拠

交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第24条第1項及び第2項の規定により、指定行政機関（国家公安委員会、警察庁ほか14機関）の長が、交通安全基本計画に基づき、その所掌事務に関し、毎年度、

- ① 交通の安全に関し、指定行政機関が講ずべき施策
- ② 都道府県等が講ずべき施策に関する計画の作成の基準となるべき事項について定めるもの。

### (2) 報告及び通知

指定行政機関の長は、作成した交通安全業務計画について、内閣総理大臣に報告するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。（同法第24条第3項）

## 2 平成31年度交通安全業務計画（案）について

平成30年度計画における構成を踏襲しつつ、修正を行った。  
主な修正内容は以下の例のとおり。

### (1) 自転車通行環境の整備（第2章第1の3(2)）

自転車活用推進計画（平成30年6月8日閣議決定）を踏まえた変更。

### (2) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に伴う交通対策の推進（第2章第1の12）

G20サミット等を含め各種交通対策に関する記述を具体化。

### (3) 高齢運転者に対する教育の充実（第2章第3の1(4)ア）

高齢者講習及び認知機能検査の円滑な実施に向けた取組を追記。

### (4) 訪日外国人増加への対応（第2章第3の2(5)ウ、第2章第4の2(3)）

偽造国際運転免許証問題及び白タク事案への対応を追記。

### (5) 交通事故防止に資する交通指導取締り及び街頭活動の推進（第2章第4の1(1)）

一層の交通死亡事故の抑止を図るため、速度違反对策、横断歩行者保護対策等を重点とする旨を記載。

### 1 ストーカー事案への対応状況

- 相談等件数は、平成30年は2万1,556件（前年比－1,523件）と減少したが、24年以降依然として高水準で推移。
- 被害者と加害者の関係は、交際相手及び配偶者が約半数であり、面識なし及び行為者不明が約15%。
- ストーカー規制法に基づく警告は、平成24年以降増加していたが、29年から減少し、30年も2,451件（前年比－814件）と減少。禁止命令等は、緩やかな増加傾向にあったが、29年から急増、30年も1,157件（前年比＋495件）と急増し、法施行後最多。
- ストーカー規制法違反の検挙は、平成24年以降増加していたが、30年は870件（前年比－56件）と減少。一方、ストーカー事案に関連する刑法犯・特別法犯の検挙は、24年以降高水準で推移していたが、29年から減少し30年も1,594件（前年比－105件）と減少。

### 2 配偶者からの暴力事案等への対応状況

- 相談等件数は、継続して増加し、平成30年は7万7,482件（前年比＋5,027件）とDV防止法施行後最多。
- 保護命令違反の検挙は、平成30年は71件（前年比－9件）と27年以降減少。一方、配偶者からの暴力事案等に関連する刑法犯・特別法犯の検挙は、30年は9,017件（前年比＋675件）であり、継続して増加。

### 3 私事性的画像に係る事案への対応状況

- 相談等件数は、平成30年は1,347件（前年比＋104件）と増加。
- 相談等の内容では、「画像を所持されている、撮影された」が平成30年は512件（前年比＋150件）と大幅に増加。
- 私事性的画像被害防止法違反の検挙は、前年までほぼ横ばいで推移していたが、平成30年は36件（前年比－21件）と減少し、私事性的画像に係る事案に関連する刑法犯・特別法犯の検挙も217件（前年比－9件）と減少。

### 4 今後の取組

- 人身安全関連事案対処能力の向上
- 他機関における対応の促進

## 1 主な特徴点

### (1) 利殖勧誘事犯

- 利殖勧誘事犯の検挙事件数は過去10年おおむね20事件から40事件で推移していたところ、平成30年は41事件を検挙。
- 類型別に見ると、集団投資スキーム（ファンド）に関連した事犯の検挙事件数（27事件（65.9%））及び被害額（約278億円（84.2%））がいずれも最多。

### (2) 特定商取引等事犯

- 特定商取引等事犯の検挙事件数はおおむね120事件から200事件で推移していたところ、平成30年は120事件を検挙。
- 類型別に見ると、訪問販売に関連した事犯の検挙事件数（104事件（86.7%））及び被害額（約21億円（46.1%））がいずれも最多。

### (3) ヤミ金融事犯

- 無登録・高金利事犯の検挙事件数は130事件で減少傾向。

### (4) 営業秘密侵害事犯

- 営業秘密侵害事犯の検挙事件数は平成28年以降横ばいで18事件。

### (5) その他

- 象牙取引に係る事犯については14事件を検挙し、増加傾向。
- 動物虐待事犯については84事件を検挙し、増加傾向。

## 2 今後の取組

- 被害拡大防止を意識した悪質商法事犯の早期認知・早期検挙の推進
- 企業等との更なる連携による営業秘密侵害事犯取締りの推進
- 関係機関等との連携による被害防止対策の推進

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 4</p>	<p>平成30年における組織犯罪の情勢について</p>	<p>平成31年3月28日</p> <p>刑 事 局</p>
<p><b>1 特殊詐欺に絡む犯罪組織等の現状</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特殊詐欺の主犯や指示役の検挙人員に占める暴力団構成員等の割合が高いことなどから、暴力団等の犯罪組織が特殊詐欺を有力な資金源としていることがうかがわれる。また、来日外国人グループが違法に取得した預貯金口座が後に特殊詐欺に使用されている事例もみられる。</li> <li>○ 現役の暴力団構成員が準暴力団と共謀して特殊詐欺を行うなど、複数の犯罪組織が結託している事例もみられ、特殊詐欺に関与する犯罪組織の実態に注目する必要がある。</li> </ul> <p><b>2 暴力団情勢</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 暴力団構成員等の数は近年減少傾向にあり、30年末現在で30,500人。</li> <li>○ 暴力団構成員等の検挙人員は近年減少傾向にあり、30年は16,881人。</li> <li>○ 任侠山口組を30年3月に指定暴力団に指定。</li> <li>○ 30年中、六代目山口組と神戸山口組の対立抗争に起因するとみられる不法行為は6件、神戸山口組と任侠山口組の傘下組織関係者が絡む事件は3件、六代目山口組と任侠山口組の傘下組織関係者が絡む事件は2件それぞれ発生。</li> </ul> <p><b>3 薬物・銃器情勢</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 薬物事犯検挙人員は近年横ばい。このうち覚醒剤事犯は近年わずかながら減少。</li> <li>○ 大麻事犯は3,578人と、過去最多。若年層を中心に増加傾向。</li> <li>○ 覚醒剤密輸入押収量は約784キログラムと減少。総押収量は約1,139キログラムと前年比微増で3年連続1,000キログラム超え。</li> <li>○ 拳銃押収丁数は長期的に減少傾向にあり、315丁。このうち暴力団からの押収丁数は73丁。</li> </ul> <p><b>4 来日外国人犯罪情勢</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外国人入国者数が大幅に増加する中、総検挙人員はほぼ横ばい。</li> <li>○ 総検挙人員の国籍等別の内訳は、中国27.1%、ベトナム26.4%で、2か国で全体の半数を超える。</li> <li>○ 総検挙人員の在留資格別の内訳は「留学」20.0%、「短期滞在」18.9%、「技能実習」16.2%で、これらの合計で全体の約55%を占める。</li> </ul>		